

## 昨年度検討会における意見と対応方針（案）

委員からの意見	対応方針案
<p><b>【全体】</b> 保護区の指定や地元の合意に関しては検討会での議論の範囲外であり、検討会では専門的な観点から基準を満たすかどうか議論すべき。</p>	<p>検討会では専門的な観点から国際基準を満たすかどうかについて御議論頂くこととし、選定方法から保護担保措置が前提となっている記述を全て除いた。</p>
<p>「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組及びガイドライン」に書かれている内容はなるべく国内でも適用すべき。</p>	<p>「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組及びガイドライン（以下、条約ガイドライン）」を再度確認して必要な修正を選定方針案に加えた。</p>
<p>多様なタイプごとの登録が必要なのか。多様なタイプを含めて一つの湿地と考えることはできないのか。</p>	<p>条約ガイドラインでは、例えば、周辺のサンゴ礁、干潟、河口等の複合生態系がマングローブ湿地の維持に重要であれば統合して指定するなど、生態系の構成要素を一体的に指定することを推奨している。</p> <p>各国際基準に合致する湿地リストを踏まえ、湿地間の統合や周辺地域への拡充の必要があるものについては候補地の整理統合作業を進める。</p>
<p><b>【基準 1】</b> 生物地理区について、区分を明確にする必要があるのではないかと。  海洋域の生物地理区分では M E O W が推奨されており、日本の地理的特殊性を考えても適用が望まれる。瀬戸内海と有明海ではかなり異なる。  生物地理区分については国際ガイドラインに書かれているので日本でも適用すべき。  (基準 3 についても同様)</p>	<p>生物地理区分については、従前「日本列島」を一つの生物地理区として扱っていたが、決議 X. 20「国際的に重要な湿地のリストのための戦略的枠組みの適用における生物地理区分：科学的・技術的な手引き」を踏まえて、今後は陸域については世界自然遺産と同様に Udvardy の生物地理区分を用い、海域（干潟・マングローブ林・サンゴ礁・藻場）については「世界の海洋エコリージョン（M E O W）」の生物地理区分を用いることとする。</p>

<p>基準 1 でも保護区の重複が条件に入っているが、必要ないのではないか。</p>	<p>保護担保措置が前提となっている条件を全て除いた。</p>
<p>一定の面積や一定の規模という条件に付ける必要はないのではないか。</p> <p>面積は小さくても単独で重要な湿地もたくさんあるので、それが選ばれないのが懸念される。</p>	<p>条約ガイドラインによると、基準 1 の「固有な湿地」とは、ラムサール条約湿地分類法に示された湿地タイプのうちで、その生物地理区分に唯一見られるものを指す。また、同様に「希少な湿地」とは、ラムサール条約湿地分類法に示された湿地タイプのうちで、その生物地理区分内の分布が限られているものを指すと考えられる。</p> <p>したがって、植生、地質、土壌の観点から「希少又は固有な例を含む湿地」や生物学的貴重種の観点から重要な湿地は、基準 1 には該当しない可能性がある。</p> <p>なお、植生の観点から希少又は固有な例を含む湿地や生物学的貴重種の観点から重要な湿地については、基準 2 や基準 4 等で該当しうる。</p> <p>以上を踏まえ、今回の見直しでは各生物地理区分内に分布が限られている（＝希少）又は唯一分布する（＝固有）湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定することを検討する。</p>
<p>「湿原」の条件で、「高層湿原」等の記述があるが、「湿原タイプ」と「湿地タイプ」という言葉の違いがわかりにくい</p>	<p>誤解を招かないよう表現を修正した。</p>
<p>「湧水地」と「湧水」の違いは何か</p>	<p>重要湿地 500 では、調査者間で湿地タイプの用語の使い方が統一されていないものがあつたため二種類の表現がある。どちらも湧き水から成り立つ湿地を示す。</p>
<p>「湖沼」の基準に人工湖岸率が 50%以上とあるが、人工的な湖でも生物の生息地として重要な湿地がある。</p> <p>自然修復などの事例が多く出てくること</p>	<p>基準 1 は自然度の高い湿地タイプの代表例又は唯一の例などを抽出するための基準である。生物については基準 2～9 で判断し、人工的な湖沼でも生物の基準を満たせば候補地となる。人工湖岸率に関する基準は削</p>

<p>想定されるので人工湖岸率の基準は削除しても良いのでは。</p>	<p>除し、人工的な改変が少ない湖沼を優先するため、「高い自然性を有している」を基準に加えた。</p>
<p>「マングローブ」については面積にこだわる必要はないのではないかと。種子島のマングローブ林の面積は狭い。</p>	<p>生物地理区別に検討するため、北限域に分布するマングローブ湿地については、琉球諸島と比べて面積が小さくても代表性を示す事ができる可能性がある。</p>
<p>「マングローブ林」の категорияは「マングローブ湿地」とすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記述を修正した。</p>
<p>「干潟」については、「日本の重要湿地 500 (2002)」で取り上げられた湿地のうち、干潟環境を有するものを選定対象とすること。</p> <p>「干潟」については、重要湿地 500 の「浅海域」「砂浜」の区分についても選定対象に加えるべき。</p>	<p>重要湿地 500 で、「干潟」以外に「潟湖干潟」「前浜干潟」「河口干潟」「入江干潟」とされているものも選定対象に加えた。また、「浅海域」「砂浜」については必ずしも「干潟」が含まれているという事ではないため、干潟が含まれているもののみ評価を行う事とする。</p>
<p>「干潟」について、「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書(2007)」で調査が行われた157カ所を選定対象とすること。</p>	<p>「干潟」の基準に「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書(2007)」で調査が行われた157カ所を加えた。</p>
<p>「藻場」に1000haという面積基準があるが、海草の場合はそれ程広い場所は存在しないので、もう少し狭い設定にした方がよい。</p>	<p>有識者ヒアリングをしたが面積基準について決めるのは難しいとのことだった。海草・海藻一律に面積を半分の500haに下げた。</p>
<p>「泥炭地」という区分を新たに加えるのはどうか。</p>	<p>ラムサール条約で対象としている「泥炭地」は湿原などの発達中の泥炭地を含み、植生が見られるかどうかに関わらず、泥炭が堆積した生態系を指す。我が国では泥炭地は基本的に湿原に含まれるため、決議Ⅷ. 1.1「泥炭地、湿性草地、マングローブ、サンゴ礁を国際的に重要な湿地として特定し指定するための手引き」を踏まえ、「湿原」の湿地タイプの中で泥炭地の土壌学的な評価についても今後加えていくこととしたい。</p>

<p>決議Ⅶ. 21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の推進」を踏まえ、決議に即した場所を積極的に選ぶべき。</p>	<p>Ⅶ. 21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の推進」では、干潟、塩生湿地、マングローブ、藻場を含む潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進を図る事を求め、とりわけ干潟を国際的に重要な湿地として特定・登録することを求めている。本決議を踏まえ、干潟のラムサール条約湿地の登録について引き続き検討する。</p>
<p><b>【基準2】</b> 日本のレッドデータブックに関する情報だけで良いのではないか。</p> <p>昆虫の場合もレッドデータブックの方が日本の現状に即している。</p> <p>IUCN と日本のレッドリストは観点が違う。より広く種をカバーするのであれば IUCN のレッドリストも入れた方がよい。</p>	<p>条約ガイドラインによると、基準2では地球規模で絶滅のおそれがある種や群集を支える湿地の登録が推奨されている。また、「地球規模で絶滅のおそれのある種」については、IUCN種の保存委員会の専門家グループ又はレッドデータブックによりCR、EN及びVUのカテゴリーに分類されている種又は亜種をいうこととされている。IUCNにより絶滅のおそれのある種に選定された種の中には、地域的に普通種となっているものも含まれるため、各国の状況を考慮する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、基準2の対象となる絶滅危惧種については、IUCN及び環境省のレッドリストでVU以上のものとする。</p> <p>なお、環境省レッドリストで対象となっている絶滅危惧種や固有種が集中する湿地については、基準3の「生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物の個体群を支えている湿地」の対象となりうる。</p>
<p>絶滅危惧種の分類に関する順序と翻訳に統一性がない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて記述を修正した。</p>
<p>コウノトリやトキなど野生復帰したものについてその個体数が増えた場合について扱いはどうか。</p> <p>野生復帰した種もターゲットとすべき。</p>	<p>平成17年の検討会以降、トキやコウノトリの野生復帰の取組が進められている。両種はIUCN及び環境省のレッドリスト両方の掲載種（VU以上）であり「地球規模で絶滅のおそれのある種」に該当するものと考えられる。条約のガイドラインでは、「生活環の</p>

	<p>様々な段階において、対象となる絶滅危惧種の移動性の個体群を支えている湿地」が望ましいこととされており、繁殖地や越冬地等として安定的に個体群を支えていると考えられる湿地があれば、野生復帰した種であっても基準2に該当することとする。</p>
<p><b>【基準3】</b> 「絶滅のおそれのある地域個体群」の取扱いについては議論の必要がないのではないか。</p>	<p>条約ガイドラインで地域個体群の定義は明確であり、ご指摘を踏まえて検討事項から削除した。</p>
<p>ホットスポットは取り上げるべき。生物多様性が高い特定の場所を拾えるようにすべき。</p>	<p>「ホットスポット」と呼ばれるような種の豊富な湿地、固有種の多い湿地は対象とする。</p>
<p><b>【基準4】</b> 基準4についてはウミガメ以外に水田等にも対応できるのではないかと。</p>	<p>鳥類、魚介類については別の基準で評価しているため、それ以外の渡り性・移動性の種で、専門家ヒアリング等で、餌場や産卵等の場として重要な湿地があれば対応できる。</p>
<p><b>【基準5・6】</b> 鳥類の基準についてはガンカモ一斉調査だけに限定せずに他調査でもデータの蓄積があるものについても取り扱うべきで。</p>	<p>ガンカモ一斉調査のみでなく、環境省モニタリングサイト1000ガン・カモ類調査、シギ・チドリ類調査等の他調査のデータも参照する。</p>
<p><b>【基準7・8】</b> 「魚類 (fish)」の中には魚だけでなく、甲殻類、軟体動物なども含まれる。基準を明確にするために「魚介類」という言葉を用いて、例示も加えるべき。  (基準8についても同様)</p>	<p>ご指摘を踏まえて記述を修正した。</p>
<p><b>【基準9】</b> 昆虫の場合は個体数の基準は非現実的であり、産地の何%かという話なら適用可能。  魚類についても、昆虫と同様に現実的ではない。</p>	<p>IUCN-SSC とラムサール条約の科学技術検討会議が1%基準に関するリストを作成したが、大半はワニ・水棲ほ乳類等に関する基準のみとなっている。当面は、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等の生息する唯一の湿地か（繁殖地や産卵地を含む）、大部分が生息することが明らかな湿地に限定する。</p>